山形県食の安全推進会議設置要綱

（目的）

第１条　本県の食の安全・安心に関する取り組みを一層推進するため、当面の課題や今後の推進方策等について協議するとともに、山形県食の安全県民会議が宣言したアピールの具体的な展開を図るため、「山形県食の安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

（役割）

第２条　推進会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

（１）食の安全・安心に関する情報及び意見の交換に関すること

（２）食の安全・安心確保に向けた県民各層の協働のあり方に関すること

（３）その他食の安全・安心に関すること

（構成）

第３条　推進会議の委員は、消費者、生産者、加工・流通業者及び学識経験者などから知事が就任を委嘱する。

２　委員の任期は、３年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第４条　推進会議には委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　委員長は、推進会議の座長を務める。

３　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　推進会議は、知事が招集する。

２　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を要請し、その意見を聞くことができる。

（庶務）

第６条　推進会議の庶務は、防災くらし安心部食品安全衛生課において処理する。

２　事務局は、食品安全衛生課、農政企画課、農産物販路開拓・輸出推進課、農業技術環境課、畜産振興課及び水産振興課で構成する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成１７年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年５月１８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。